

第55回労働者スポーツ祭典県大会

(P5結果掲載)

(一財)鳥取県労福協 第300号

題字 柴山抱海書

み・る・く



2018年度研修講演会

(P4掲載)



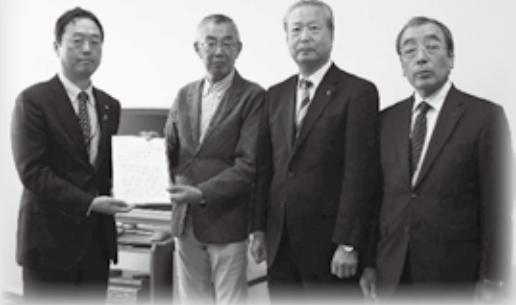
目次

2018年度鳥取県への要請事項について	2
2018年度研修講演会の開催	4
福祉カンパ活動ご協力のお願いについて	4
第55回労働者スポーツ祭典県大会結果	5
THE社会人冊子・社会保険制度一覧表発行	5
西部労福協第37回研究集会の開催	6
第29回囲碁・将棋大会開催のご案内	6
中央労福協第8回加盟団体代表者会議の開催	7
鳥取県の最低賃金	7
第65回勤労者美術展のお知らせ	8

2018年度 労働者福祉等の充実に関する要請について

2018年11月12日に鳥取県に対し、鳥取県労福協の2018年度制度政策の要請を行いました。安長理事長、小椋副理事長、田中専務理事の3名で訪問し、吉村商工労働部部長に要請書を手渡しました。冒頭、安長理事長より鳥取県労福協への協力・支援に対し感謝をした後に吉村商工労働部部長から委託事業である中小企業労働相談所「みなくなる」の運営と労働行政の協力に対して謝辞があった。要請書の内容について田中専務理事より説明を行った。

主なものとして、(1)の労働者自主福祉運動、事業の連携・支援では、労福協と「みなくなる」に対して活動への協力をお願いした。(2)の消費者行政の充実強化では、民法改正により成人年齢が18歳に引き下がることでのトラブル防止に向けた研修等の徹底を図るように要請した。(3)の格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化では奨学金の制度拡充を求めた。(4)の暮らしの安心・安全の確保ではフードバンクを新しい公共と捉えて官民でのネットワークを強化するとともに現在の鳥取県の認識について聞いた。(5)の大規模災害での対策、防災・減災対策では各地で頻発した自然災害の怖さと2次災害に対する弱さが露呈したことから改めて今後の対策を早急に進めてほしいと要請した。後に、鳥取県の状況や国への要望について意見交換を行い、回答を予算が決定する2月とした。以下、要請内容です。



1. 労働者福祉運動・事業の連携・支援について

(1)一般財団法人 鳥取県労働者福祉協議会(以下、鳥取県労福協)は、県内労働者の生活サポートと労働者福祉の環境改善に向けての相談・啓発活動、将来を担う子供たちが安心して生活するための支援活動などを行っている。「支え合い」から拡がる連帯・協同の社会つくりを目指す活動によって、様々な課題の解決に繋がる相談・啓発活動は益々必要になるものと考える。

については、鳥取県労福協が行う労働者自主福祉運動の事業に、更なる連携・協力をお願いしたい。

(2)鳥取県内において、労働関連法をないがしろにする労働・雇用問題は、いまだに多く発生していることは、委託事業である中小企業労働相談所「みなくなる」の相談内容から明確となっている。労使間トラブルの相談は減少するどころか増加傾向にある。また、各種の労働セミナーを開催する度に多くの事業主・担当者が参加する現状は、労働関連知識が職場において十分でないと言える。については、下記のとおり委託事業について前向きな検討をお願いしたい。

①多種にわたる相談内容に対応していくため、相談員への情報提供によるスキルアップ・関連する相談機関との連携強化をお願いしたい。

②主催する労働セミナーの講師依頼において、鳥取県の別委託事業の講師謝金を調査し、比較した場合、他より低いことがわかりました。については見直しを行っていただきたい。

③社内研修の依頼が増加し年60回の計画ではおさまらない状況となっている。研修が企業等の労働環境の向上に繋がると考え、年70回の実施ができるようにお願いしたい。

④鳥取県労福協が働く若者のルールブックとして、連合鳥取・鳥取県経営者協会と連携して作成している冊子「THE社会人」は、県内の行政・経営・労働・教育など多くの団体から好評を博している。労働教育推進業務において、行政関係を含め多くの団体から今後も配布希望が増えるものと予想され、対応していくために関わる支援をあらためてお願いしたい。要望として、5,800部から11,000部への支援をお願いしたい。また、2019年10月より、消費税が10%に上がる予定であることも考慮いただきたい。

(3)鳥取県は「働き方改革」において、支援センターを開所して取り組みが開始されたが、働く人が健やかに働きがいを持てる職場・社会にするためにはワーク・ライフ・バランスが大きな要素と言える。世代毎に「どのような暮らしを実現させていくか」を考えていく必要がある。そのためには、個人や家族のライフステージによって変化するニーズに応じた働き方や労働時間の変化など、多様な働き方が選択できる仕組みを作っていく必要がある。特に、若年層における結婚や家族形成が可能となる経済的自立や柔軟な働き方など、課題を探りながら進めていただきたい。

(4)2017年度に鳥取労働局が行った長時間労働が疑われる事業所に対する監督指導によると、70%以上が労働基準関係の法令違反であったと報告された。この状況にある労働環境の職場は「働き方改革」の取り組みに対して逆行と言わざるを得ない。あらためて「働き方改革」の促進によって希望を持ち、仕事の満足・生活のゆとりを感じ「ワーク・ライフ・バランス」が行き届く施策に取り組んでいただきたい。

(5)障がい者雇用促進に関しては、民間企業、国や地方公共団体に法定雇用率が課せられており、今般の国や地方公共団体において障がい者雇用者数の「水増し」が明らかになった。鳥取県においては調査の結果、水増しはなかったと報告されたことは評価される。しかし、民間企業が法定雇用率達成に向けて努力を重ねてきて、それでも達成できない場合は納付金を収めている。手本となるべき中央省庁が水増ししていたことについては制度の信頼が大きく揺らいでしまった。鳥取県としてあらためて、各自治体において障がい者雇用に関わる法令等を周知徹底されたい。

2. 消費者行政の充実強化に関する要請について

(1)鳥取県労福協は、大学・専門学校・高校に対して出前教育として「消費者講座」、「社会人前講座」を実施してきたが、民法の改正によって成人年齢が18歳に引き下げられた。これまで高校生を中心とする未成年者に対して契約行為の注意喚起をしてきたが、2022年4月からは高校生が契約の当事者となり得る。借入・クレジットの申し込み・更には悪徳商法など多くの場面でトラブルが起こる可能性がある。2017年の統計では75,639件もの自己破産があつたと言われている中で、成人年齢の引き下げでこの件数が増えるのではないかと懸念される。このような不安に対し、国は「教育で対応」と述べているが、就職や進学後にトラブルに巻き込まれないための教育が本当に十分出来るものかと考える。

鳥取県では、幼児期から高齢期まで消費者教育を進めているが、自己責任の範囲が拡大することの認識に立ち一層の啓発努力が必要である。消費者教育において、地域・行政・学校などのネットワークを活用した取り組みを進められたい。

(2)消費者契約法が改正されて、2019年6月から施行されることになった。この改正では、デート商法や就職や容姿などについて不安をあおって結んだ契約・靈感商法による勧誘、加齢や心身の問題が原因で判断力が低下した消費者に、生活や健康の不安をあおって結んだ契約などの取り消しができる規定が盛り込まれ一定の前進があった。あらためて県民に対してこの内容を周知していただきたい。また、より一般的な「つけこみ型勧誘」の取消権の法整備は残つたままとなつてはいるため、国に対して早急な整備の働きかけをお願いしたい。

3. 格差・貧困社会のは是正・セーフティネットの強化に関する要請について

(1)給付型奨学金制度の創設を契機として、有利子から無利子へ、貸与から給付への流れを加速し、既存の返済者の負担軽減や救済制度の拡充、学費を含む教育費負担の軽減につなげていくよう国に対して積極的に働きかけをしていただきたい。

また、鳥取県として国の奨学金を補う観点から、独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度拡充を更に進めていただきたい。

(2)本年10月より生活困窮者自立支援法の改正法施行となり、就労準備支援事業、家計改善支援事業が努力義務化され、国が今後3年間で集中的に実施体制の整備を進めることを受けて、県内自治体において両事業が実施されることを目指した取り組みを徹底していただきたい。

また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業での自治体間格差のは是正による県全体の底上げを図られたい。

(3)5年に1度の生活保護基準の見直しが行われ、本年10月より段階的に引き下げられたが、生活扶助の支給額が減額となる受給世帯は全国で67%と言われている。また、この引き下げに伴う他制度への影響もでてくる。「できる限り、その影響が及ばないよう対応する」と閣僚懇談会で確認もされていることを踏まえ、低下に伴う住民生活への影響を最小限にとどめるように各自治体に対してあらためて周知徹底を行っていただきたい。

4. くらしの安心・安全の確保について

(1)前年度、食品ロスの観点から、「フードバンク」を「新しい公共」の一つとして位置づけて検討を要請した。業者・支援団体・消費者団体・行政による協議会を立ち上げて検討していくとの回答であったが、その後の進捗状況を教えていただきたい。

(2)フードバンクを福祉分野における食品提供と災害時の食料支援システムと位置づけて考えていかなければならぬ。生活困窮者支援に関する行政や支援団体を通じての食品提供や非常時の食料支援を行うためには食品の提供者・回収・保管・流通など明確なネットワークの構築を進めていく必要がある。

鳥取県労福協は、くらしの安心・安全の確保に向けて、フードバンクの意義を認識して他県への視察や県内の現状について調査を始めた。あらためてこの件について、鳥取県の今の認識についてお聞かせいただきたい。

5. 大規模災害等での対策、防災・減災対策について

(1)鳥取県中部地震の復興はおおよそできたと思われた中、本年は台風・地震など各地で自然災害が頻発している。停電や断水による2次被害が多発したことは、災害への備えの必要性や防災・減災意識の弱さを露呈したとも言える。今後想定される大規模災害に備えてあらためて以下のとおり防災・減災対策を早急に進めていただきたい。

①災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険場所の点検を徹底していただきたい。

②住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強化されたい。

③被災者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関する相談体制を拡充して整備するとともに住民に対して相談体制の周知徹底をしていただきたい。

2018年度 烏取県労福協研修講演会を開催



鳥取県労福協 2018年度研修講演会を11月17日(土)に鳥取市のさざんか会館5階大ホールで開催した。県内各支部、福祉事業団体、行政等から110名の参加者であった。

「若者支援活動のこれまでとこれから」～どんな境遇の子ども・若者も見捨てない～と題して佐賀県の特定非営利法人NPOスチューデント・サポート・フェイス代表理事の谷口仁史さんよりアウトリーチ活動と様々な取り組みについての講演であった。不登校・ひきこもり・非行・ニート・生活困窮者等佐賀県においての相談実績はこの3年間でも毎年1万人を超えていました。谷口さんを中心とした活動は社会生活に困難を

抱える当事者のみならず家族やその関係者まで支援し、社会復帰させ就労までの総合的支援事業を進めている。その活動は受け身で待つのではなくアウトリーチ(訪問支援)活動で、実際の生活の場で環境実態を把握して当事者に寄り添うことで孤立からの掘り起こしをして自立支援を推進されている。支援活動において、官民を含めた強いネットワークが構築されていることにも注目した。講演で素晴らしい活動の一部は覗けましたが一歩進んで閉じられた心を如何に開いていくのか等を深掘して知りたかったとの思いが少し残っている。



= 参加者の感想 =

この研修会を受講して、見えないところで悩み苦しみ、多重の問題を抱えている本人や家族の気持ちに合った訪問支援(アウトリーチ)をされていることが分かりました。

日頃から少しの気付きや心遣いが大切だと思いますが、なかなかできることではありません。生きることの難しさを考えさせられました。

将来を担う子どもたちが 豊かな生活を送るために

福祉カンパへのご協力をお願い致します

期間 2018年12月1日(土)～2019年1月31日(木)

私たちは、勤労者福祉向上に向けてさまざまな取組みを行っています。

その一つとして、将来を担う子どもたちが豊かな生活を送るために

☆ 子どもにかかる福祉施設等への支援

☆ 小規模作業所等への支援

☆ 交通事故・災害等から子どもを守る活動への支援

を行っています。1979年の福祉カンパ活動のとりくみ開始から今年で40回目を迎えます。

みなさまのご理解・ご協力をお願い致します。

2017年度は、防災用ハンドマイクを県内の中学校・養護学校へ贈呈(右の写真)

また、毎年労福協三支部より福祉施設等へ寄付をしています。



第55回 鳥取県労働者スポーツ祭典県大会を開催しました!

○総合開会式 2018年10月14日（日）9時より
会場 倉吉市閑金総合運動公園体育館

○競技種目／場所

軟式野球／閑金球場 ソフトボール／倉吉東第2グラウンド
バレーボール男子・女子／倉吉市閑金総合運動公園体育館
卓球／大栄ふれあい会館（13日開催）
バドミントン／北条体育館（13日開催）
グラウンドゴルフ／燕趙園グラウンドゴルフ場
フットサル／あやめ池スポーツセンター ボウリング／米子市YSPボウル



来賓挨拶
連合鳥取
田中 穂 事務局長



鳥取県労福協
安長 章 理事長
選手宣誓
倉吉市職員労働組合
石田 慎 選手
林 尚希 選手

大会当日の天気予報は晴れでしたが、大会会場の倉吉は朝から雨でした。屋外競技ができるかどうか心配でしたが、ようやく雨も上がり実施できました。連盟・協会の方々、中部支部の役員の皆様のおかげで県大会を開催することができました。心より御礼申し上げます。

出場チームの皆様も朝早くから参加いただきありがとうございました。

第55回大会結果表

※最優秀選手賞は、優勝チームより優秀な個人を表彰

競技種目	優 勝	準 優 勝	第 3 位	最優秀選手賞
軟式野球	北栄町職労	倉吉市職労	米子機工	TTU東部(県教組)
ソフトボール	全水道米子支部	倉吉市職労	明治製作所労組	私鉄日ノ丸支部
バレーボール男子	HFE(日立フェライト電子)	倉吉市職労	日南町職労	伊佐田 純
バレーボール女子	鳥取市職労	八頭町	大山町職労	木下 彩花
バドミントン	日圧労組	県職西部	倉吉市職労	オムロン労組
卓球	王子新労米子支部	日圧労組	倉吉市職労	HFE(日立フェライト電子)
グラウンドゴルフ	東部環境管理公社A	オンキヨー労組	全水道米子支部	渡辺 裕大
フットサル	JP労組A	米子市職労	県職連合本庁支部	池口 直也
ボウリング	大山ハム労組A	全水道米子支部	王子紙業労組D	熊中 誠二
				小原 和宏
				足立 信也
				梅林 直美

労働ハンドブック「THE社会人」・社会保険制度の要点一覧表 発行

労働の基礎的な知識やルールなどをまとめた、これから働き始める方向けのハンドブックを鳥取県の行政・労働・経営との共同で発行しました。

作成協力 【行政】鳥取県 【労働】連合鳥取
【経営】鳥取県経営者協会
編集・発行 鳥取県労福協・労働相談所みなくる

◇THE社会人 働く若者のルールブック 2018年度版（A5判）作製部数 17,000部
「I “社会人になる”ってどういうこと?」、「II 働く時のルール」、「III 安心して働くために」、「IV 知つとこ！ミニ情報」、の4部構成となっています。社会人としての心構えから、労働についての基礎知識、ハラスメントやブラック企業（バイト）等の昨今のトピックスも盛り込まれています。労働紛争の未然防止、若者の早期離職防止及び職場への定着の一助としていただくものです。

今年度、県内高校卒業前生徒全員にこの小冊子を配布しました。

◇働きはじめるあなたへ THE社会人基礎編2018年度版
(A6判) 作製部数 6,000部

THE社会人のダイジェスト版。コンパクトで分かりやすく基礎をまとめた冊子です。

◇現行社会保険制度の要点

A1サイズ
(縦59cm横84cm)

健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険などの保険料や給付を一覧表に記載



※ご希望の方は下記までお問合せください。

●問合せ先●

(一財) 鳥取県労働者福祉協議会

〒680-0847鳥取市天神町30-5 鳥取県労働会館内
電話 (0857) 27-4188 FAX (0857) 24-8149
E-mail tottori@roufuku.jp

西部労福協

第37回 研究集会の開催

第37回西部労福協研究集会が2018年11月8日（木）～9日（金）に高知市で開催された。「持続可能な社会づくりを考える」～格差・貧困社会のは是正と共助の役割～をテーマにした講演が4本あり参考となるものであった。労福協が取り組む「福祉事業団体の利用促進」に向けて、存在意義と歴史をあらためて提起された景山誠さんの「労働者自主福祉運動推進の意義と課題」の講演では、若い人たちに向けて「歴史と存在意義」について改めて提起されたとともに引継いでいく先輩たちへの問題提起でもあった。

「生活困窮者支援と地域共生社会」に向けての活動を、高知県立大学の田中きよむ教授とフードバンク高知代表青木美紀さんからの講演では、キメ細かな活動によってネットワークを作り上げて「高齢者が支える地域づくり」と「若い世代との共生」を図ついくための様々な活動報告と課題提起があった。

最後に「子どもの貧困対策と地域づくり」と題して法政大学の湯浅誠教授の講演であった。湯浅教授はあの派遣村を実施したことは有名である。人と人がふれあう居場所づくりによって地域交流の促進が図れ、子どもの貧困対策につながる。黄信号から赤信号になる予防をするために地域的養護を促進し、社旗的養護の世論醸成をつくり上げていく必要性を言われた。



参加申込
募集中！

鳥取県労福協 第29回 囲碁将棋大会のご案内

毎年、県内労働者および退職者の囲碁・将棋を通じた親睦・交流を図ることを目的として開催しております。

開催日時 2019年2月3日（日） 受付10時 開会10時20分

開催場所 「まなびタウンとうはく」 東伯郡琴浦町徳万266-5
(浦安駅東隣)
電話0858-52-1111

参加資格 県内勤労者の団体（労働組合・企業単位及び事業団体等）
で、原則としてアマチュアであること。OBの参加も可能。

参加費 無 料

お問い合わせ 鳥取県労働者福祉協議会
電話0857-27-4188



第28回大会写真



中央労福協 第8回 加盟団体代表者会議の開催

11月21日（水）に「ホテルラングウッド」（東京）にて、『中央労福協第8回加盟団体代表者会議』が開催された。労働団体・事業団体・労福協など総勢124名の参加者があり、神津会長より「多くの自然災害が起きた中で全労済・労金など事業団体の支え合い・助け合いによる活動は大いに注目された。労福協の理念と言える「連帯と・協同でつくる安心・共生の福祉社会」に向けた大きな活動と捉えられる。また全国福祉強化キャンペーンを展開しているが、奨学金に関するアンケートや全国一斉相談の活動を継続しながら労福協らしさを出していくことが重要である。」等の挨拶があった。花井事務局長から「2018年～2019年活動方針」の中間報告と小川事務局次長から2018年度会計報告・2019年度予算（案）の提案があり満場一致で承認された。また、2019年度の「70周年記念事業」と「2020年ビジョンの検証・見直しの方向性」について報告され、会議は終了した。

第2部は「結成70周年プレ記念講演」として法政大学大学院連帯社会インスティテュート教授の中村圭介さんより「労福協への期待～共助から連帯へ～」と題して講演が行われた。

4つの助として「自助、公助、共助そして他助」について触れられ、労福協、労働組合、生協などの活動はメンバーの連帯による助け合い、すなわち共助であったが阪神大震災以降に「進んで手を差し伸べる助」、例としてNPOの活動が他助の大きなものと言える。

労福協で見れば、ライフサポートの活動は他助と言える。構成メンバー限定の活動ではなく、メンバー外への活動もある。また、全国の労福協を訪問しているが事業や活動内容を確認した時、生活困窮者支援やフードバンクそして職業紹介など多種に渡っている。まさに他助としての活動であった。これは共助から連帯そして他助への動きと言えるものであり、労福協に対して今後さらに期待したいとの講演であった。

鳥取県の最低賃金

■地域別最低賃金

最低賃金の名称	時間額	発効年月日
鳥取県最低賃金	762円	平成30年10月5日

■特定（産業別）最低賃金

最低賃金の名称	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	790円	平成30年12月28日

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室（0857-29-1705）
又は最寄りの労働基準監督署にお問合せ下さい。

第65回

鳥取県

作品募集

申込締切

2019.
1/31(木)
必着

勤労者美術展

■出品規定 写真 洋画 日本画 書道 の4部門で、下表の規定を満たすこと

出品資格者	県内在住又は県内事業所に勤務する勤労者(含自営業、農業等)及び退職者・家族。 ※学校その他において、出品部門を専門的に教え、又は職業にしている方は除きます。		
部 門	写 真	洋 画(水彩画含む) 日本画(水墨画含む)	書 道
題 材	自由(未発表作品に限る)		
応募点数	単2点以内又は組1点		
規 格	●枠張又は額装で、大きさは1m以内とし、かつ縦130cm、横100cm以内とする ●組写真についても同様の規格内にまとめること ●ガラス付額装は不可、アクリルは可。 ●規格外の作品は展示しますが、賞の対象となりません。 ●出品料は無料。	●額装 ●30号以内	●額装 縦額(185cm×81cm以内又は230cm×55cm以内) 横額(185cm×81cm以内) ●鞆装、色紙掛 表装サイズ(195cm×80cm以内) ※記文は、申込書と一緒に事前送付か持参

わたしの熱中作品展

ジャンルは問いません。あなたの作品を気軽に出品してみませんか。(審査対象外)

出品資格者・出品申込方法・作品持ち込みと返却は当美術展と同じです。

(但し、当美術展との重複出品はご遠慮下さい)

■出品から返却までの流れ



■出品申込(事前に出品申込みが必要です)

下記のいずれかの方法で申込書を入手し、必要事項を記入の上、勤労者美術展事務局までお申込みください。

- 開催要項を事務局より取り寄せる
- 裏面の出品申込書を使う
- ホームページからダウンロード [鳥取県労福協](#) 検索

主催／一般財団法人 鳥取県労働者福祉協議会 共催／鳥取県

後援／一般社団法人鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、中国労働金庫鳥取県営業本部、全労済鳥取推進本部、連合鳥取、鳥取県生活協同組合、鳥取医療生活協同組合、鳥取県教育委員会、米子市、米子市教育委員会、新日本海新聞社

発行責任者 安長章 編集責任者 田中良憲 編集委員 中島一彦・澤北和彦・山根美奈・谷口美紀
発行日 二〇一八年十一月 発行 鳥取市天神町三〇番地五 (一財)鳥取県労働者福祉協議会 第300号 TEL(0857)271-4188

鳥取県労福協HPへ
(スマホ対応)